

米原市庁舎等整備基本構想改定対照表

※改定部分のみ抜粋

改定後	改定前
第 4 章 新庁舎整備の事業化に向けて 3 今後の検討について （２）市民自治センター整備の方向性 ① 基本的機能 新庁舎の供用開始後の市民自治センターは、地域における身近な市役所としての機能を発揮するため、地域課題の解決のための地域振興業務、行政サービス提供のための総合窓口業務を基本的機能として、山東、伊吹、近江地域に再配置、整備を進めるものとします。 <u>特に、地理的に北東部に位置する山東、伊吹地域の各種課題は、人口規模や地理的要因などを鑑み、適切な行政サービスの確保、災害時の迅速な対応、また高齢者人口の増加に対応し、市民の安全と安心にいかん配慮できるかという、地域に適応した組織体制の充実を強く望まれています。</u> <u>このような本市を取り巻く環境の変化や地域の特色を生かした将来的なまちづくりの方向性を踏まえ、各種課題に的確に応えるため、耐震性能を有している現山東庁舎において山東、伊吹地域を区域とした事務を掌る組織を配置します。</u> また、新庁舎の供用開始後は、情報通信拠点として新庁舎に災害対策本部体制を常設し、市全域における災害対策活動に対する司令塔の役割を担うものとし、各市民自治センターについては災害が発生するおそれがある場合、職員を配備するとともに警戒体制を確立し、迅速かつ的確に防災対策に当たります。	第 4 章 新庁舎整備の事業化に向けて 3 今後の検討について （２）市民自治センター整備の方向性 ① 基本的機能 新庁舎の供用開始後の市民自治センターは、地域における身近な市役所としての機能を発揮するため、地域課題の解決のための地域振興業務、行政サービス提供のための総合窓口業務を基本的機能として、山東、伊吹、近江地域に再配置、整備を進めるものとします。 また、新庁舎の供用開始後は、情報通信拠点として新庁舎に災害対策本部 <u> </u>を常設し、市全域における災害対策活動に対する司令塔の役割を担うものとし、各市民自治センターについては情報通信副拠点として、災害時には職員を配置するとともに現地対策本部を設置し、地域における災害対策活動拠点としての役割が担えるよう、その機能の充実を図るものとします。